

第7期 第24回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月8日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（18人）
4. 欠席委員（1人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第88号	農地法第3条の許可申請について	（8件）
議案第89号	農地法第5条第1項の許可申請について	（5件）
議案第90号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	（4件）
議案第91号	農地中間管理事業に係る「農用地利用集積計画」の決定及び「農用地利用配分計画（素案）」への意見について	（3件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名です。16番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。近頃、梅雨も明け暑い日が続いておりますが、今年は稲の進みぐあいが早く、もう少しで出穂する状況になっております。本日の議案は20件と多いですが慎重に審議していただけたらと思います。それでは只今から第24回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、2番 ○○ ○○ 委員さん、3番 ○○ ○○ 委員さん、よろしく申し上げます。

議案審議に入っていきます。議案第88号農地法第3条の許可申請について、8件を議題といたします。1番及び2番の案件につきましては、借受人が同じですので、一括審議をさせていただいたらと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第88号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 貸付人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、782㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、使用貸借権設定3年です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機を保有しており、トラクターを購入予定です。労働力は、本人の常時1人と増員予定で妻と子2人です。耕作面積は3,145㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、2番 貸付人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、618㎡です。権利内容は、使用貸借権設定5年です。作付作物以下は、同じです。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙1をご覧ください。6月22日15時から○○ ○○委員さんと○○ ○○委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、定年退職後から農業に従事しており、規模拡大のため土地を探していたところ、知人から申請地の使用貸借の話があった。耕うん機、草刈機を所有しており、トラクターを購入予定です。自宅に農業用倉庫を有しており、1年を通じて野

菜を作付け予定です。今後、20年は農業に従事し、季節野菜を中心に栽培し産直市への出荷を行うとのことです。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、本人の常時1人で年間300日程度農業に従事します。また、増員予定として妻と子2人です。第5号、「下限面積制限」ですが、今回の申請地1,400㎡と〇〇市での耕作地3,145㎡合わせて、4,545㎡でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加する。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 〇〇委員さんと〇〇 〇〇委員さんになりますが、まずは〇〇委員さんお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は〇〇です。現在、〇〇が米麦をされており、7月で契約が終了するため、その後〇〇さんが作付けする予定となっております。〇〇市での実績もありますし、農業に対し熱心に考え取り組んでおられるため特に問題ないと思われまます。よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長）

続きまして、〇〇委員さんお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。この土地は4年前から個人的に借りて耕作しており、近隣の農家の協力もあり作付けを行い産直に出しています。〇〇市の農地はすでに産直に販売しているとのことです。農業規模を拡大したいとのことで正式に使用貸借権設定の申請がありました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 広島県広島市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、486㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は7,263㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図8ページをご覧ください。場所は〇〇になります。進入路もなく不便なところがあります。〇〇さんは広島在住なので管理できないということもあり〇〇さんに話がありました。〇〇さんは申請地付近にお住まいで管理もできるということで話がまとまりました。特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

4番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、913㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定10年です。作付作物は水稲、イチゴです。主な農機具の保有状況は、軽バンを所有しており、冷蔵庫を購入予定です。労働力は、本人、妻の常時2人と増員予定で母1人です。耕作面積は4,147㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図9ページをご覧ください。〇〇の西側も〇〇さんが苺栽培をしております。〇〇さんは苺栽培の勉強をしたいということで、〇〇さんのところでお手伝いをしていました。〇〇さんは高齢になり、施設がそろっているハウスで苺栽培をしてみないかということで、賃借権の話がありました。特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは〇〇で新規就農者として苺をするということで面接もさせていただきましたが、初めは草刈り等管理をしていたが、今は放置しており、近所からの苦情もでております。今後、稲作をするにも機械もないためどうするのか。農地を放置した状態では困るため、しっかり耕作をしていただくように指導してほしい。

○事務局

先ほど、〇〇委員さんからご指摘いただいた件については事務局も把握しておらず、〇〇の農地は水稻を行うとのことなので、しっかり管理するように指導いたします。

○議長（会長）

他になにかご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 挙手過半数以上 ）

挙手された方が過半数以上なので、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は〇〇番〇、畑、332㎡、同所同字〇〇番〇、畑、400㎡計2筆で合計面積は732㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、自動耕運機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は6,416㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図10ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。譲渡人、譲受人両方とも高齢ではあり、譲受人は92歳ですが、昨年も同じような所有権移転を審議いただきました。譲渡人は松山市に居住し、2人は従兄弟どうしでありまして、譲受人は地元に住居してあるため、この際に農地を処分したいということで今回話がまとまりました。よろしく審議お願いいたします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 〇〇 〇〇。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、310㎡、以下3筆、計4筆で合計面積3,159㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稲・野菜・果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、動噴、草刈機です。労働力は、本人・従業員3人の常時4人です。耕作面積は4,522㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

〇〇 〇〇さんは〇〇市ですすでに農地所有適格法人の認定をうけており、耕作しております。本市でも農地所有適格法人の申請がありましたので、適格法人の該当の有無について定款や計画書などの書類等を確認し、必要な要件を満たしていることから、農地所有適格法人として判断しております。

なお、〇〇さんは、東温市では新規就農、企業参入になりますので、別紙2をご覧ください。6月22日14時から〇〇 〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、〇〇市で農業を営み、水稲と果樹を作付けしており、耕作に必要な知識や技術を取得済みである。また、法人のため主要農機具（トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、動噴、草刈機）を所有している。ネット販売や産直市への出荷を予定しており、今後耕作地を拡張する予定です。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得

の禁止」ですが、農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではなく、農地所有適格法人の要件を備えているため、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、農地所有適格法人として行う。常時4人で各年間150日程度農業に従事する。第5号、「下限面積制限」ですが、今回の申請地3,159㎡と伊予市での耕作地4,522㎡合わせて、7,681㎡でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加する。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図11ページをご覧ください。場所は〇〇になります。申請地は〇〇さんという方が耕作しており、期限が切れるにあたり売買の話をしたところ断られたため、相続放棄し相続人不存在となりました。

〇〇さんと今回申請のお世話をした〇〇さんは同じような仕事をされており、その関係で今回の物件の話がありました。

〇〇市では水稲と紅まどんなを栽培しております。規模を拡大したいとのことで今回申請が上がってきました。東温市では水稲、野菜、果樹を作付けします。〇〇さんは農業に熱心で知識もかなりある方です。問題ないとは思いますので、よろしく審議お願いします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は〇〇番〇、畑、583㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、

トラクター、コンバイン、田植機、耕うん機です。労働力は、本人、父、母、妻の常時4人です。耕作面積は48,893㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図12ページをご覧ください。申請地は圃場整備をしているところになります。今回の売買については両方のお父さんの時代からお金のやりとりをされており、何十年も前から〇〇さんが耕作していたとのことです。きちんと登記をしないといけないとお互い話し合い申請に至ったしだいであります。特に問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、2,398㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物はユウカリ、ブドウです。主な農機具の保有状況は、常用草刈機、自動噴霧器、軽トラックです。労働力は、本人、の常時1人と、臨時で父、母、妻3人です。耕作面積は10,192㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当地区が私となりますので、確認結果の報告をいたします。

○議長（会長）

地図13ページをご覧ください。お父さんから息子への贈与になります。〇〇 〇〇さんが就農するにあたって、就農給付金の面積要件に申請地が入っており、所有権移転し

なければならなかったができていなかったため、今回贈与で申請が上がってまいりました。

当該農地はユーカーリ等を作付けし熱心に栽培しておりますので、特に問題はないと思われまます。

それでは皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第89号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第89号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

9番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇 〇〇さんです。土地は〇〇番〇、田、363㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は農家住宅、所有権利内容は使用貸借権設定20年です。開発許可は不要です。令和4年1月6日第18回委員会で除外意見決定済の案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんは〇〇さんのお孫さんでありまして、農家住宅を建てたいということで令和4年1月6日に除外意見決定済です。特に問題ないと思われまますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番目の案件につきましては、事務局より説明願います。

○事務局

10番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、301㎡です。都市計画区域は市街化調

整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は宅地拡張（露天駐車場）、権利内容は所有権移転です。開発許可は必要です。なお、別紙3をご覧ください。土地利用計画図の平面図でございますが、今回申請地は〇〇番〇の隣接地になります。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図15ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。駐車場が足りないということで、南側の隣接地を買い取り駐車場に広げたいと申請がありました。申請地の南側の農地は地元改良区に寄贈する話ができているそうです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、11番、12番、13番の案件につきまして、関係者が同一ですので、一括審議といたします。事務局より説明願います。

○事務局

別紙4をもとに説明させていただきます。別紙4をご覧ください。11番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 熊本県熊本市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、295㎡、同所同字〇〇番〇、田、15㎡、計2筆で合計面積310㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は分家住宅、排水用地です。排水用地は〇〇番〇の新設排水路の用地になります。権利内容は使用貸借権設定35年です。開発許可は必要です。

続きまして、12番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 熊本県熊本市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、9.07㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は排水用地です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。

続きまして、13番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんです。土地は、〇〇番〇、田、9.06㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的

は通路用地です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図16ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。〇〇 〇〇さんは〇〇 〇〇さんの孫にあたります。農家住宅を建てるということで、今回の申請に至っております。家を建築するにあたり、雨水の排水路が無いということになり、隣接の〇〇さんに相談し、12番の土地を排水路用地として譲渡していただくことになり、その代替地として農地に侵入するための13番を進入路として譲渡することになりました。特に問題ないと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第90号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第90号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。農用地区域からの除外についての案件になります。14番 所有者、松山市〇〇番地〇 〇 〇 〇〇さん。申出者、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、169㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地です。転用目的は露天駐車場です。開発許可は不要、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図17ページをご覧ください。〇〇は申請地西側の宅地に外国人労働者を2名居住させているが、新たに4名居住することになり、今の駐車スペースでは手狭になったため、今回駐車場用地としての申請がありました。特に問題ないと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。15番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

15番 所有者、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1,054㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は第2種農地です。転用目的は露天駐車場です。開発許可は不要、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図18ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。以前から〇〇さんはバスを停車する場所がなく、土地を探しておりまして、〇〇さんも高齢になり少し前から話が進められていたそうです。現在申請地は〇〇さんが管理しており、今後バス専用の駐車場として使用したいということで、特に問題ないと思われまますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。16番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

16番 所有者、松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、991㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地です。転用目的は露天駐車場です。開発許可は不要、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇が建築されるときに申請地も購入したかったが、相続の関係が前に進まずに土地を購入することができなかった。今回相続が完了したため、〇〇が購入し露天駐車場として使用したいということで申請がありました。特に問題ないと思われま

すので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。17番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

用途区分変更についての案件になります。17番 所有者、申出者共に、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、112㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は農業用施設用地で農業用倉庫です。開発許可は不要です。転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明させていただきます。地図20ページをご覧ください。場所は〇〇になります。〇〇さんは申請地の北側でユウカリを栽培されているのですが、荷造りをする場所がなく、今回申請地にストックハウスを運んできて設置したいということで申請がありました。特に問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第91号、農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定及び「農地利用配分計画（素案）」への意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○農林振興課 担当

この事業は、農地中間管理機構が土地所有者と借受者との間に入って作付を行う事業です。

機構が農地の借受を行うにあたり、市が作成する「農地利用集積計画」決定の公告の写しが必要とされております。また、機構が「農地利用配分計画」を作成するにあたり、市に「農地利用配分計画」素案の作成を求められることとされており、その際に農業委員会の意見を求めることとなっております。今回、次の方から農地の貸借を行いたいと申し入れがありましたので、審査をお願いしたいと思います。1番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。2ページに集積計画、3ページに配分計画が掲載されております。場所は、4ページに地図がございますが、○○番○、田、1, 453㎡です。

続いて、2番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。5ページに集積計画が、6ページに配分計画がございます。場所は、7ページの地図の箇所、○○番○、田、643㎡、○○番○、1, 077㎡、○○番、1, 110㎡、○○番○、453㎡、○○番○、128㎡、○○番○、893㎡の計7筆です。

続いて、3番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。8ページに集積計画が、9ページに配分計画がございます。場所は10ページの地図の箇所、○○番○、田、835㎡です。

以上、3件になります。審査をお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、皆さんのご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

○委員 ○○委員

中間管理機構を利用したい場合は貸したい人、借りたい人がそろって申請するのか。それとも法人ではないと利用できないとの話も聞いたが、申請はどのように行うのか。

○農林振興課 担当

愛媛県中間管理機構では事前に貸し手、借り手が決まった状態で間に中間管理機構を利用し貸し借りをするという流れになります。ただし、借受者には条件があり、認定農業者や認定新規農業者、人農地プランの中心経営体であることが求められますので、法人であるというよりかは、人農地プランの中心経営体かどうかという意味合いになります。

○議長（会長）

他に何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、20件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は8月10日となっております。

以上で第24回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。